

第六章

現

代

第一節 行 財 政

一 戰後の改革

地方自治

太平洋戦争の敗戦によつて、戰時中に強化されていた中央集権体制が崩壊し、新しいアメリカ型の地方自治が第一歩を踏み出すことになった。まず昭和二十一年（一九四六）に第一次地方制度改革が実施され、つづいて翌二十二年、新たな日本国憲法の地方自治に関する第八章の条文に基づく第二次地方制度改革として、地方自治法が施行されることになった。その特色は① 選挙権の大軒な拡張、② 地方自治団体の長の直接公選、③ 地方議会の権限の拡張、④ リコールなど住民の直接参政権などきわめて民主的な仕組をもつたもので、戦前の中央集権的な地方制度に比すれば、まさに画期的な変革であつた。

同年四月、婦人にも選挙権が与えられた第一回の首長選挙が実施された結果、熊野町長に選ばれたのは青森斉であった。その後現在に至る間の町長は表6-1-1に示すとおりである。

同四月には市町村会などの地方議員選挙も行われた。その際の議員定数は、地方自治法に人口数に応じて規定されており、前年四月の人口調査結果に基づいて、熊野町の定数は三二名であった。この時の立候補者数は明らかではないが、選挙にあたつて熊野町では立会演説会も開かれ、大いに盛り上がつたといふ。昭和二十二年四月二十九日『中国新聞』

その後昭和二十六年四月の改選時には議員定数削減の議が起り、前月の町議会で四名減を可決し、定員は一

表6-1-1

青森 齊	昭和22年4月～昭和23年11月
光本岩登	昭和23年11月～昭和25年11月
井上寿三	昭和25年12月～昭和29年1月
城本勝司	昭和29年2月～昭和38年4月
馬上次内	昭和38年5月～昭和44年3月
南崎高市	昭和44年4月～現在

表6-1-2 開放農地面積

地 目	面 積
田	72町7反5畝12歩
畑	15町6反9畝15歩
採 草 地	1町6反4畝12歩
計	91町9畝9歩
宅 地	5,184坪

開拓地壳渡計画書より作成

八名となつた。しかし町の人口増加が著しくなつた同四十五年、定数二名を復活して定数二〇名とし、現在に及んでいる。

農地改革

太平洋戦争終結後、日本政府は民主化政策の重要な課題として農地改革を実施した。連合国の大政の一環として、GHQ（連合国軍最高司令部）は政府に働きかけてその実施をうながし、政府はこれに応じて、農地調整法改正案（第一次農地改革法案）を昭和二十年十一月議会に提出した。これに基づいて、ただちに市町村に公選委員による農地委員会が組織された。委員会の構成は小作五・地主三・自作二の計一〇名とされた。熊野町においても、小田原千里以下一〇名が選任されている。農地委員会は買収予定地のリストを作成し、審査のうえ国家買収地を決定した。買収、壳渡しは昭和二十三年中には終了したが、不服地などの審査もあり、熊野町農地委員会は昭和二十六年（一九五一年）まで委員の交代を見ながら継続し、同年七月解散している。

戦後の地方自治の推進、民主化の促進は、警察機構の中央集権的な体制を否定して、昭和二十二年警察法が制定され、自治体警察・国家地方警察が設置されることになった。自治体警察は人口

農地委員
会会議録

自治体警察

戦後の地方自治の推進、民主化の促進は、警察機構の中央集権的な体制を否定して、昭和二十二年警察法が制定され、自治体警察・国家地方警察が設置されることになった。自治体警察は人口

五、〇〇〇人以上の市街的市町村に置かれ、その他郡部一般は国家地方警察が管理することになった。自治体警察は市町村公安委員会の管理下にされ、国家地方警察は国家公安委員会の行政管理と、都道府県公安委員会の運営管理下に入ることになっている。広島県下では、五市三六町一三か村に計五四の自治体警察が設置されたが、熊野町にも警察法施行の日をもって昭和二十三年三月七日、正式に熊野町警察署が発足した。同署の定員は一二名（警察長一名・巡査部長二名・巡査五名・一般職員四名）であった。『広島県警察』
百年史下巻

しかし自治体警察については、小規模地方自治体の場合、警察力の弱体化の問題と警察維持費をめぐる財政的理由によつて早くから反対意見が出されていた。その上戦後の不況、社会不安が重なつて警察警備力の強化を要請する声が高まつた。広島県においても、昭和二十四年六月の日本製鋼所広島工場で多数の工員の人員整理にして発生した大争議は全国的な注目を集めましたが、このような状勢は自治体警察廃止の声をたかめることになつた。こうした状況のなかで、同二十六年六月警察法が改正され、「人口五、〇〇〇人以上の市街的市町村は、住民投票により警察の存廃を自由にできる」ことになった。熊野町も県下四五か町村とともに町会の議決を経て住民投票を行ない、自治体警察を廃止することに決定した。こうして自治体警察は、発足後僅か数年で姿を消すことになり、同年十月一日國家地方警察安芸地区警察署（同二十九年七月海田市警察署と改称した）の管轄に入ることとなり、熊野町には警部補派出所が置かれた同上。

二 熊野町制の展開

熊野町整備基本計画

後に本章第三節で詳しく述べられているように、それまで停滞傾向にあった熊野町の人口は、昭和四十三年（一九六八）ごろから年々一、〇〇〇人前後の人口が着実に増加した。このことは県営熊野団地などの造成や、広島市の大都市化の影響をうけたものであろうが、それまでの農村的性格の濃い熊野町を、宅地化が急激に進展する市街的な町に変貌させた。したがって熊野町の発展は、町域の適正な容量を超える傾向を生じた。そのため熊野町の行政にとって、さまざまの課題を生むことになった。

こうした状況に応じて、熊野町は昭和四十八年（一九七三）、昭和六十一年（一九八五）を目標とした総合的な「熊野町整備基本計画」を策定した。この基本計画策定に際しての最大の課題は、「広島都市圏の都市化の圧力をうけて、熊野町の土地利用に混乱を生じている」という認識のもとに、環境のよい、住みよい田園住宅地をめざす熊野町の将来への目標に向かって、総合的な土地利用計画を作成することにあつた。

これまで町役場庁舎の改築、中・小学校などの学校教育施設の整備、中央・西公民館などの社会教育施設の開設その他各種公共施設がととのえられて来たが、総合的な将来計画に基づいたものではなかつた。将来の公共施設の配置についても熊野町の将来像を書いて構想する必要性が痛感された。土地利用計画はこのような考え方によつて作成された。

この整備基本計画では、熊野町の将来の人口推移を図6-1-1のように想定している。すなわち、昭和六十

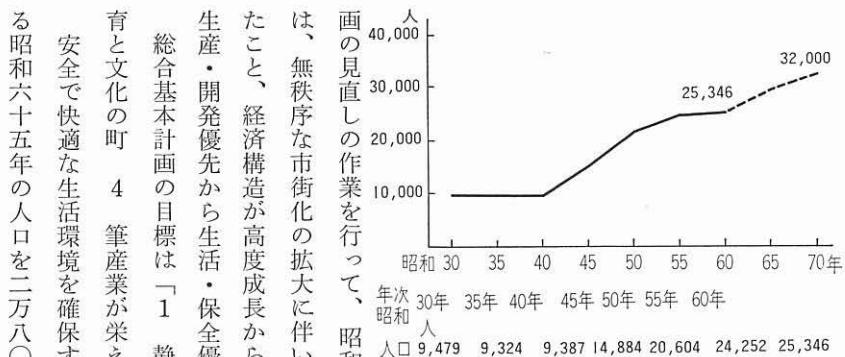


図6-1-1 人口推移の想定

年（一九八五）に人口三万三〇〇〇名に達するものと考えている。これは当時の実際の推計よりも若干高めに見積られているが、その後の都市基盤施設や生活環境施設の整備を積極的に推進することによって、他地域からの人口の転入を見込む目標値として算定されたものであった。

このような未来図に対応して、道路交通や上下水道計画を構想し、地場産業の振興、生活環境施設の整備、宅地開発の規制を誘導などを図ることとし、さらに都市計画区域と農業振興地域の設定を進めることとしている「熊野町整備」。

熊野町総合基本計画

さきの「熊野町整備基本計画」を策定後七年を隔てて、熊野町は昭和五十五年右の整備基本計

画の見直しの作業を行つて、昭和六十五年（一九九〇）を目標とする「熊野町総合基本計画」を策定した。それは、無秩序な市街化の拡大に伴い、自然環境や生活環境の悪化など、町民生活を阻害する多くの課題が表面化したこと、経済構造が高度成長から低成長の時代へ質的な転換をしつつあること、町民の価値観も大きく変化し、生産・開発優先から生活・保全優先に転換していることなどの認識に基づくものであった。

総合基本計画の目標は「1 静かで心安まる緑の町 2 健康でしあわせに暮せる町 3 豊かな心が育つ教

育と文化の町 4 筆産業が栄えるとづくりの進む町」としての熊野町の実現をめざすものであった。

安全で快適な生活環境を確保するためには、いたずらな人口の膨張を期待すべきではないとし、目標年次である昭和六十五年の人口を二万八〇〇〇人を限度とすることに改め、これ以上の増加ができるだけ抑制することと

している。ちなみに本計画の策定された昭和五十五年の人口は約二万四〇〇〇人であり、さきの整備基本計画における同年の想定人口三万人をかなり下回っているが、ともあれこのように人口抑制につとめようとしていることは、新しい基本計画が、拡大よりも町民生活の内容充実を図ろうとする根本的な理念を示しているといえよう。

施策の柱は、(1) 土地利用 (2) 市街地の空地の確保 (3) 道路 (4) 防災 (5) 上水道 (6) 下水道 (7) 保健衛生 (8) 社会福祉 (9) 同和対策 (10) 地場産業「くまのの筆」(11) 農業 (12) 教育文化 (13) スポーツ、リクリエーション (14) 行財政 (15) 広域行政 (16) 町民並びに国・県及び民間企業への期待と誠に多岐にわたっている。そのこともまた行政当局として、町民生活に対しきめの細かい心配りをしようとする姿勢の当然の結果であつた。

土地利用計画は、多くの施策の柱の中でも、基本的重要性をもつてゐるが、「現在の自然的利用がなされている土地は、そのまま保全することを原則とし、やむを得ず他の用途に転換する場合は、周辺の環境に与える影響を充分配慮しながら慎重に行うものとする」という方針にもその点は明らかに看取される。また市街地の空地の確保という柱をたてられていることもそのことを明瞭に示してゐる。したがつて土地利用計画図（総合基本計画の場合は土地利用構想図）も新しい基本計画の場合にはかなりの変化が見られる。

道路・上下水道・廃棄物処理態勢、その他の多面的な計画はより現実的、具体的になつてゐるが、中にはさまざまな障害や困難が前途に横たわっているものも少なくない。しかし「熊野町総合基本計画」はそれらを克服して「文化の香り高い心豊かな新しいふるさと熊野」をつくり上げることをめざしている（「熊野町総合基本計画」）。

三 財 政

1 戦後の地方財政制度

わが国の戦後における地方財政制度は、昭和二十年代、三十年代前半、三十年代後半、四十年代（石油ショックまで）、石油ショック後を含む五十年代に分けて考えることができる。

昭和二十年代は、地方行財政制度の全般的な改正が行われて、その後の基本的な枠組が形成されてゆく時期であった。すなわち、戦前の「官治的地方自治」が否定され、新らしい民主主義体制の基盤としての地方自治制度を裏づけるものとしての財政制度の確立が意図された時期であった。戦後の一連のわが国の行財政制度の民主化過程において、地方税制に最初の改正がみられるのが昭和二十二年（一九四七）である。旧来の中央集権的な還付税制が廃止され、地方に独立税制が認められた。しかし、この改定は、市町村税のレベルまでにはいたらず、市町村においては、附加税、配付税、補助金などの形で戦前の名残が存続している。市町村レベルにおける財政制度の根本的改変は、いわゆるシャウプ勧告にそつてみられるようになる。

昭和二十四年（一九四九）八月のシャウプ勧告（昭和二十五年五月実施）は、地方税制がわが国ではじめて独立税化され、日本国憲法の理念にそった地方自治制に対応する地方自治体の物的基盤を確立しようとする意図を、明示した画期的な試みであった。その後のわが国の方税・財政制度の基本的あり方が固められた。つまり、第一に

此の帳面は告示の日より文書施行する
第三十二號 謹定

昭和25年度安藝郡熊野町歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
税	7,136,917圓	税	7,136,917圓
公務金費及貯蓄收入	2,127P圓	公務金費及貯蓄支出	8,736,917圓
料金収入	1,021,200圓	料金支岡	5,044,000圓
金公金収入	3,94	金公金支岡	3,94
会員収入	6,010,000圓	会員支岡	6,010,000圓
施設費収入	1,452,214圓	施設費支岡	1,452,214圓
其	1,452,214圓	其	1,452,214圓
合計	17,504,757圓	合計	17,504,757圓

第六次 第九次 市町村合計 17,504,757圓

歳入

歳入	7,136,917圓
税	7,136,917圓
公務金費及貯蓄	2,127P圓
料金収入	1,021,200圓
金公金収入	3,94
会員収入	6,010,000圓
施設費収入	1,452,214圓
其	1,452,214圓
合計	17,504,757圓

昭和25年3月25日開會の意野町臨時議會にて下記
のように謹定

図6-1-2 熊野町昭和25年度予算歳入(上)、歳出(下)

は、地方税制の根幹として、府県税については住民税（府県民税）および事業税が、市町村の段階においては住民税（市町村民税）および固定資産税が、中心とされた。これによつて、市町村レベルでの税制の自主性を強化し、地方自治の財政面からの確立が期待されたのである。しかし、実際面では、市町村税制は、府県税に比較して相対的に非弾力的であり、その後の

推移には所期の意図が充分に実現されたとはいがたい面が多い。

第二には、地方財政調整制度の導入があつた。地方自治体ごとの財政上のアンバランスを全国的視野に立つて調整するべく地方財政平衡交付金制度（昭和二十八年度まで）とその後それに替えた地方交付税制度である。とくに、前者は、地方財源の徹底的な調整と完全な保障を図ることを目的とした画期的ともいえる制度として期待されたが、国家財政の負担軽減を主因として、後者に切り替えられてしまった。そのために、内容的にもかなりの変質がもたらされ地方自治の制約条件ともなつているが、現在でもこの制度はもつとも重要な財源保障措置であることに変りはない。

つた。国の方に対する機関委任事務は、ふたたびしだいに拡大する方向に向かい、それにともなって、地方自治体の歳入に占める国庫支出金の比重も増大していった。これらの地方自治制度や財政制度は、いずれも、その大部分が、シャウブ勧告の精神からは離れる方向に沿っており、むしろそれを内容的に形骸化する作用をもつていた。

全国的な財政危機から高度成長期の財政へ

このような地方の行財政の内容的な改変の進む中で、昭和三十年前後には、全国的に戦後最初の大規模な地方財政の危機が表面化した。全国各地で自治体の行財政の整理、合理化、人員削減等が実施され、地方財政の再建が大きな社会的問題となつていった。昭和三十年（一九五五）の地方財政再建促進特別措置法は、中央（自治庁）の承認をえられた「財政再建計画」によつて地方の新規事業や昇給が制限されたり中央集権化を促進したりする方向で、機能を強めた。当時の全国各地で多くみられた町村合併（第二次町村合併）や小中学校の統合、新增設などは、このような行財政上の動向と深くかかわつてみられた現象であつた。

昭和三十年代は、また、他面では、高度経済成長のはじまりとも重なつた。三十年代の前半は、主としてわが国の既存の工業地帯における、第二次産業を中心とする産業の成長が中心であった。これらの地域を中心として、しだいに税収入も増加の傾向に移り、財政状況もその危機を脱しはじめた。しかし、全国的には、いわゆる過密・過疎化の現象がみられるようになり、地域における経済や財政のアンバランスが目立つようになつた。

昭和三十年代後半（一九六〇年代前半）には、全国総合開発計画（三十七年）、新産業都市建設促進法（同上）、工業整備特別地域整備促進法（三十九年）などによつて、全国各地にいわゆる拠点開発方式による地域開発が活発化した。つまり、各地方では、大企業を中心とした工場誘致、中央政財界へ向けた陳情合戦などが展開されてゆくの

もこのころからであった。

このようにして発展したわが国資本主義は、鉄鋼・石油・化学・機械工業などの重化學工業を中心とした未曾の高度経済成長を誇ることとなり、中央・地方の財政にも大きなインパクトを与える結果となつた。昭和三十以前後の方財政再建問題もこの高度成長とともに一応の解決をみることとなつたが、それとともに、また新たな財政上の問題を抱え込むこととなつた。つまり、一方では企業の急激な成長や人口の急増とともに、都市問題や公害環境問題の激化、他方では急速な人口流出にともなう過疎化の進行がみられるようになり、このことが財政面でも、都市と農村のそれぞれに別々の形の財政的諸問題をひきおこすこととなつた。

高度経済成長期における地方行・財政の特徴のひとつは、そのいわゆる中央集権化が進行したことである。とりわけ、昭和三十九、四十年の高度経済成長に入つて最初の経済不況があらわれた後、つまり昭和四十年代においては、この傾向が強まつたのである。

昭和四十一年（一九六六）から石油ショックのあった同四十八年（一九七三）ごろの間は、いわゆる社会資本の不足が問題となり、また過密過疎の弊害がいつそう社会問題化し、公共投資の先行による「地域づくり・街づくりの時代」がおとづれた。国債や地方債の大量発行による景気刺激策が、この時期の中央・地方に共通した財政政策の基調として定着化していった。

高度経済成長期を通じて国と地方の財政関係にも全体として中央集権化の傾向が強まつていった。中央の経済政策の一環としての地方の機関委任事務がしだいに多くなり、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の占める割合が大きくなつた。中央主導ないし中央依存型の地域開発が主流となり、それに沿つた形での地方財政運営の方法が一般化してきた。企業誘致、資本蓄積を促進する税財政構造、地方財政の「企業化」、広域行政化等の行・

財政パタークが目立ってきた。

他方で高度経済成長型の地域開発政策の外に取り残された地方では、とりわけ農村地方においては、人口の急減、財源難にみまわれ、産業経済や財政上の問題だけにとどまらず、地域としての共同体的な住民生活そのものが危機にひんするケースも、あちこちでみられるようになった。都市部においても、過密化に対応する社会的問題は深刻であった。学校・保育所や幼稚園・病院・公園・公共交通機関などの公的施設の必要、ゴミ・屎尿などの公害環境問題等々、財政需要を飛躍的に増大させる問題が山積した。地方財政は、高度成長とともになって新たな難問をそれぞれの地域でかかるにいたつたのであった。

石油ショック後の地方財政

昭和四十八年（一九七三）と五十三年（一九七八）の二度にわたった石油ショックは、

わが国のそれまでの重厚長大型の重化学工業を中心とした素材型の産業構造を、構造不況業種に一変させてしまった。経済の成長率は、急速に下落し、設備投資は行なわれなくなり、いわゆる低成長経済の時代に突入していった。戦後はじめての長期にわたる不況の継続する中で、中央地方の財政は、かつて経験したことのない難問をかかえることになった。財政収入の停滞ないし落ち込み、異常な物価高（いわゆる「stagflation」とその下での公共サービスの維持のために必要とされる財政需要の増大、財政危機の新たな展開の時代がふたたび到来した。中央・地方をとわず大量の公債発行や財政支出の徹底した削減、福祉関係や給与・人件費等の見直しによる財政合理化がせまられていった。他方、さまざま公共料金や税金等による增收策も行なわれ、「財政の健全化」を確保する方向が各地で追求された。国際的な不況構造のなかで、一部の先端産業や自動車産業等を除いて、全般的に内外の景気回復の気運はなかなか見通せず、そのことが地方財政についても暗雲たちこめた重苦しいムードを残して、今日におよんでいるといつてよい。

2 熊野町における戦後財政

熊野町の戦後における財政の規模からみれば、敗戦直後の社会的混乱と戦後インフレによる水ぶくれ的急増期(昭和二十年代前半)、その後の一〇年間は年々若干の増減はみられるものの大体三〇〇〇万円～四〇〇〇万円台を維持している。全国的な高度経済成長のみられるようになる一九六〇年代、すなわち昭和三十年代後半以降からは、熊野町の財政規模は順調に増加の傾向をみせた。昭和四十年には、町の歳入がはじめて一億円台に乗り、年々平均的に五〇%超の増加を続けている。とくに四十年代とりわけその前半における財政規模の増大ぶりが注目される。この財政の規模の増大は、昭和四十年代の町人口の急増、全国的な高度経済成長の反映としての名目所得の増加、中央政府のインフレ政策等に起因した物価上昇や四十年代後半の狂乱物価、公共投資の増大などの諸要因によつて、もたらされたものと考えられる。

なお、熊野町における戦後財政関係の資料としては、昭和三十年度までは熊野町予算台帳の予算額(一部決算額)、同歳入出現況表を利用した。昭和三十一年度以降は広島県市町村財政概況および同市町村税の概要による決算額(一部決算見込額)を用いている。とくに明記してないばあいはこれらの資料によるものであることを断つておく。

歳入の概要 戦後における熊野町の歳入の推移とその主要な構成は表6-1-3のようになつてゐる。

昭和二十年代前半には主要な歳入は、戦前からの附加税をその内容とする町税が中心であり、これに県支出金や国庫支出金が加わつたものであつた。昭和二十年代後半では、シャウプ税制を反映して、独立税

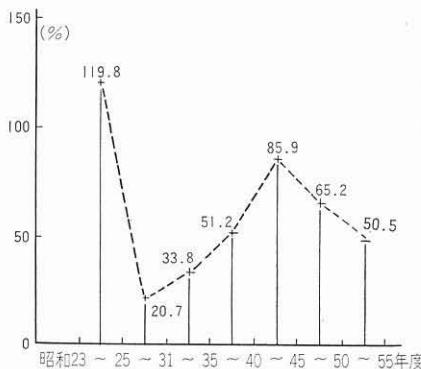


図6-1-5 熊野町の歳入の年平均伸び率 前図より算出

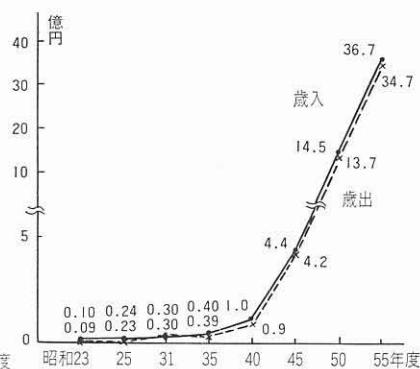


図6-1-4 熊野町の歳入・歳出(決算額)予算台帳、市町村財政概況より作成

としての町税と、国庫支出金および地方財政平衡交付金、寄附金などが主たる歳入を構成した。昭和三十年代は、その前半では、ふたたび町税が歳入の主要な構成となり、後半にいたるにつれて地方交付税が増大してその比重を增加了。三十年代後半以降は、町税収入よりも地方交付税収入の方が多くなった。

昭和四十年代以降では歳入の主要な構成は、地方交付税、町税が双璧となり、これに町債(地方債)ないし国庫支出金が続くパターンが、ほぼ定着した。

町の戦後における歳入の構造を性質別に分析してみるとどうであろうか。歳入は、一般財源と特定財源に区別できると同時に、自主財源と依存財源という区別も可能である。一般財源とはその使途が特定されていない財源であり、それ以外のものが特定財源である。自主財源とは、原則的に町以外の機関を経由しない収入であり、国庫や県などを経由した収入が依存財源である。すなわち、一般財源と特定財源の区別はその使途の側面から、自主財源と依存財源の区別はその収入の側面からみた分類である。財政の独自性、自由度の点からいえば、一般財源が多ければ多いほど、さらに自主財源が多ければ多いほど望まし

表6—1—3 熊野町の戦後財政収入の推移

(千円)

第一節 行 財 政	昭和21 年 度								
		25	30	35	40	45	50	55	
町 稅	92.8 (79.4)	8,633 (32.4)	16,594 (50.9)	18,267 (45.1)	29,304 (28.1)	96,968 (21.7)	340,457 (23.4)	824,356 (22.5)	
地方交付税 各種交付金等		4,714	4,871	15,247	42,537	197,444	569,557	1,265,120	
小 計		4,714 (17.7)	4,871 (15.0)	15,309 (37.8)	42,599 (41.0)	202,762 (45.4)	598,143 (41.1)	1,330,409 (36.2)	
国庫支出金	7.5	2,975	3,540	1,809	2,397	29,725	178,783	397,090	
県支出金	5.4	5,280	3,265	1,293	8,248	14,785	68,002	157,743	
町 債			2,000	—	6,500	62,100	136,800	417,300	
小 計	13.0 (11.1)	8,255 (31.1)	8,805 (27.0)	3,102 (7.7)	17,145 (16.5)	106,610 (23.9)	383,585 (26.4)	972,133 (26.5)	
分担金・負担金			—	—	—	16,453	23,704	35,420	
使 用 料	2.7	89	800	1,299	2,376	3,312	10,605	27,746	
手 数 料				453	468	1,057	2,216	4,222	
* ² 財産収入	1.8	693	148	17	79	869	11,879	22,325	
寄 付 金	0.03	3,863	941	1,300	2,464	620	—	6,014	
繰上充用金	—	—	351	—	—	—	—	—	
繰 越 金	5.0	247	—	—	7,829	8,773	67,542	396,265	
* ³ 諸 収 入	1.4	78	64	814	1,663	8,764	16,887	52,456	
小 計	11.0 (9.5)	4,980 (18.6)	2,304 (7.2)	3,883 (9.5)	14,879 (14.2)	39,848 (8.9)	132,833 (9.1)	544,448 (14.8)	
合 計	117.0 (100.0)	26,576 (100.0)	32,578 (100.0)	40,561 (100.0)	103,927 (100.0)	446,186 (100.0)	1,455,018 (100.0)	3,671,346 (100.0)	

昭和30年度まで予算額、昭和35年度以降決算額

* 1 昭和25年度地方財政平衡交付金 * 2 昭和21年度基本財産及積立金穀收入、昭和25年度公営企業及財産収入 * 3 昭和21, 25, 30, 35年度雑収入

熊野町予算台帳および広島県市町村財政概況より作成

熊野町長 老志岩登

昭和23年度特別會計歳入歳出決算

一金五百万貯拾大圓六百四十五圓貯拾五錢也
歳出決算高

一金五百貯拾大萬八千四百貯圓拾八錢也
歳入歳出是引残金七錢也

昭和23年度八錢也

昭和貯拾參年歲入歲出額

図6-1-6 熊野町昭和23年度特別会計 岁入(右) 岁出(左) の一部

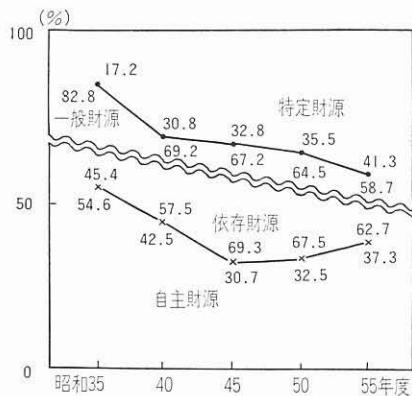


図6-1-8 熊野町の歳入構成 (%)

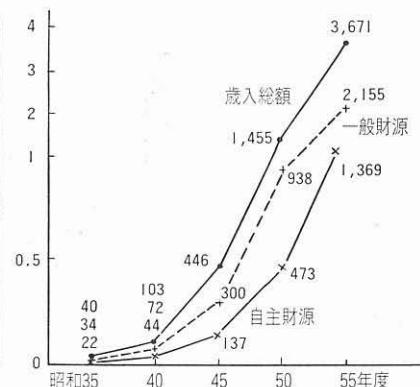


図6-1-7 熊野町の歳入構造(百万円)

いことはもちろんである。

熊野町の歳入の性質別特徴は、戦後一貫してほぼ六～七割程度が一般財源で占められていることである。しかし、その一般財源の中身としては、昭和三十年代前半までの町税（一般・自主財源）が主要な比重を占めており、それ以降は地方交付税（一般・依存財源）が主要な構成となっている。町の財政規模の増大が著しくなる昭和三十年代以降、地方交付税や、国庫支出金および地方債（特定・依存財源）の占める割合が急激に高まり、自主財源の占めるウエイトは小さくなつてゆく傾向にあるといえよう。

昭和三十年代後半からの歳入の伸び率の急増は、依存財源の増勢によって規定されており、石油ショック後には、自主・特定財源の一部（繰越金など）を除いて、軒並みその伸び率が鈍化したようと思われる。

第一節 行財政

図6-1-9 熊野町の戦後財政収入(性質別)の構成比の推移 表6-1-3より作成

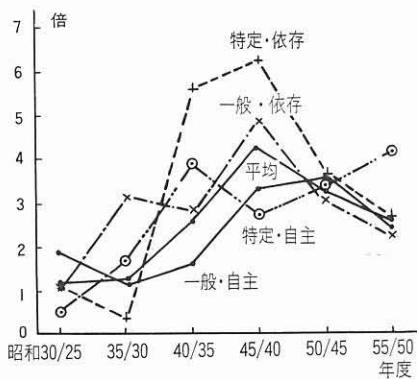
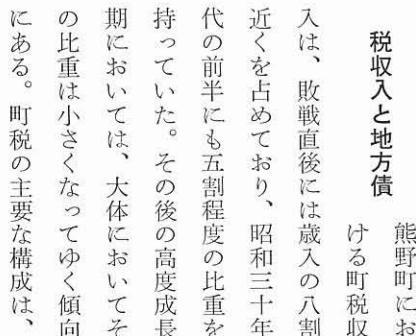


図6-1-10 熊野町の戦後財政収入(性質別)の伸び率の推移



税収入と地方債 熊野町における町税収

入は、敗戦直後には歳入の八割近くを占めており、昭和三十年代の前半にも五割程度の比重を持つていた。その後の高度成長期においては、大体においてその比重は小さくなつてゆく傾向にある。町税の主要な構成は、

表6-1-4 熊野町の税収入額の推移

千円

	昭和21年度	26	30	35	40	45	50	55
町税総額	92.8	8,274 (100.0)	16,594 (100.0)	18,267 (100.0)	29,304 (100.0)	96,968 (100.0)	340,457 (100.0)	824,356 (100.0)
町民税		2,970 (35.9)	4,425 (26.7)	5,000 (27.4)	11,162 (38.1)	46,535 (48.0)	199,730 (58.7)	460,408 (55.9)
固定資産税		4,305 (52.0)	9,143 (55.1)	9,701 (53.1)	10,641 (36.3)	25,464 (26.3)	97,705 (28.7)	242,542 (29.4)
交納付金		—	—	—	—	—	8,130 (2.4)	18,381 (2.2)
軽自動車税		610 (7.4)	820 (4.9)	298 (1.6)	1,865 (6.4)	5,590 (5.8)	6,721 (2.0)	11,173 (1.4)
たばこ消費税		—	1,104 (6.7)	1,653 (9.0)	3,757 (12.8)	12,449 (12.8)	22,886 (6.7)	46,207 (5.6)
電気税	} 344.2 } ガス税	1,100 (6.6)	1,557 (8.5)	1,853 (6.3)	6,930 (7.1)		12,349 (3.6)	41,010 (5.0)
その他		44 (0.5)	1 (0)	58 (0.3)	26 (0.1)		958 (0.3)	384 (0.1)
							108 (0.03)	—

予算額(昭和30年度まで)、以降決算額

予算台帳および市町村財政概況、市町村税の概要より作成

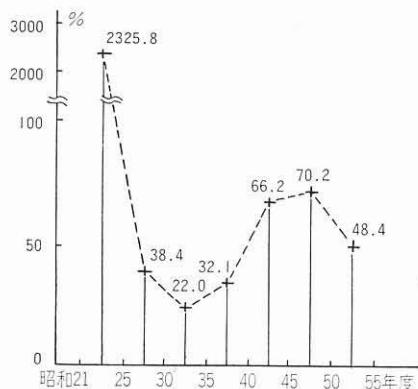


図6-1-12 熊野町の税収入の年平均伸び率

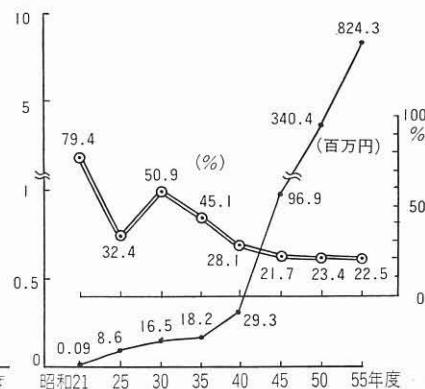
図6-1-11 熊野町の町税の推移と歳入にしめる比重
前表より作成

表6—1—5 熊野町における地方債現在高の状況

(千円)

	昭和35年度	40	45	50	55
第一節 行政財政	一般公共事業債	—	1,141 (3.8)	303 (0.1)	7,408 (1.3)
	一般単独事業債	—	8,656 (28.5)	46,325 (22.3)	164,261 (27.8)
	公営住宅建設事業債	1,756 (5.6)	5,026 (16.5)	4,627 (2.2)	8,432 (1.4)
	義務教育施設整備事業債	7,494 (23.8)	11,853 (39.0)	85,904 (41.3)	300,705 (51.0)
	厚生福祉施設整備事業費 *1	5,581 (17.7)	—	—	20,500 (3.5)
	災害復旧事業費	5,954 (18.9)	3,107 (10.2)	3,059 (1.5)	2,898 (0.5)
	単独災害復旧事業費	—	—	—	4,100
	補助災害復旧事業費	—	3,107	3,059	2,898
	一般廃棄物処理事業費	—	—	12,876 (6.2)	9,510 (1.6)
	同和対策事業費	—	—	—	4,427 (0.8)
	財源対策債	—	—	—	20,078 (1.1)
	県貸付金	10,700 (34.0)	—	54,151 (26.0)	71,845 (12.2)
合計 *2		31,485 (100.0)	30,383 (100.0)	208,087 (100.0)	589,995 (100.0)
					1,751,597 (100.0)

* 1 昭和35年度は社会及労働施設事業費

* 2 合計にはその他を含む

市町村財政概況より作成

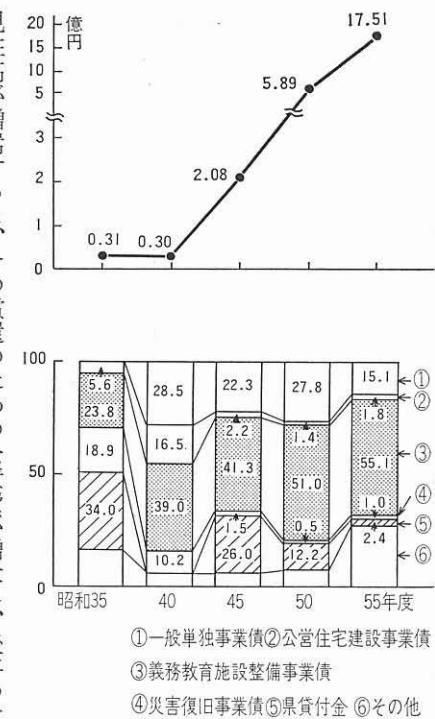


図6-1-13 熊野町における地方債
現在高とその内訳

町民税とともに町民税の個人所得割の占める割合が相対的に大きくなり、固定資産税の割合が小さくなっている。

熊野町における地方債(町債)の発行は、小学校、中学校の建物等を中心とした義務教育施設の費用やその他的一般単独事業等の費用にあてるために、行なわれている。地方債の現在高が増嵩すると、その償還のための公債費が増大し、後年の財政運営に支障をもたらすことにもなるので、安易に起債にたることは危険である。

町人口の急増と町税

熊野町内の人口が急増するのは、熊野団地が完成する昭和四十三年(一九六八)から四五六年(対前年一〇%超増)までで、その後石油ショックの影響が顕著となる昭和五十年(一九七五)ころまでは対前年五%超、それ以降五%以下(昭和五十二年は例外)にとどまっている。

この間に、町税収入の伸びは、石油ショックころまで対前年増が四〇%をこえるほどの年度(四十五年度)もあつたが、大体三〇%超程度で推移している。その後は、対前年増加率は二〇%程度の水準を保っているようみえる。

町税の主要な構成が、町民税と固定資産税であることは、すでに述べた。町民税は、さらに個人分と法人分に

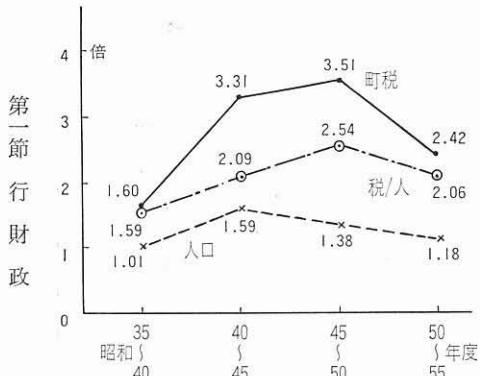


図6-1-15 熊野町の人口と税収の5年ごとの伸び率 前図と同じ

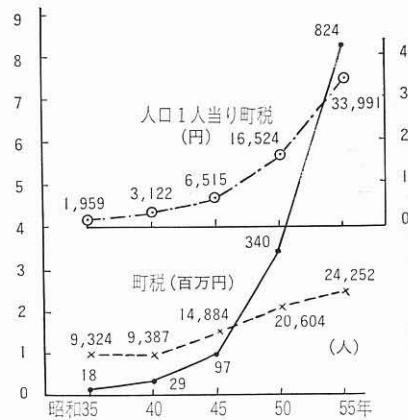


図6-1-14 熊野町の人口と町税の推移 市町村財政概況
国勢調査

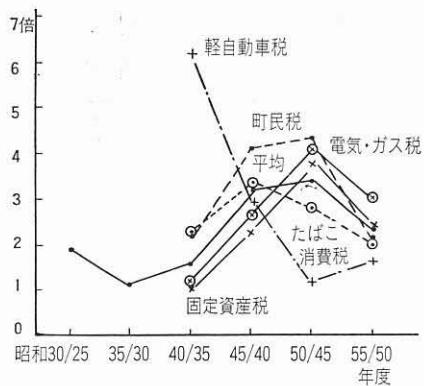


図6-1-16 熊野町の税収入の伸び率

町民税の六・七割を占めており、営業所得者の納税額の比重は減少の傾向を示している
(昭和四十三年度の町民税中に占める営業所得分は二三・五%、同五十五年度七・三%で、この間

細分される。個人分は均等割と所得割に、所得割はさらに給与所得者と営業所得者とに、分けられる。法人割は、同じく均等割と法人税割とに細分され、法人の均等割は何段階かにランク付けされている。
熊野町における町民税は、昭和五十年度まで年々その町税中に占める比重を増大させ、六割程度(五八・七%)に達しており、その後はやや伸びがにぶつけてきた感がある。町民税のほぼ九割は、個人・所得割で占められており、しかもその大部分は給与所得者によつて占められている。こうして給与所得者の納入する町民税は、昭和四十年代以降

表6-1-6 熊野町における町民税の内訳

(千円)

	昭和43年度	46	49	51	54	55
町民税総額	22,847 (100.0)	67,753 (100.0)	164,323 (100.0)	224,604 (100.0)	393,006 (100.0)	460,408 (100.0)
個人人		62,478 (92.2)	147,836 (90.0)	206,590 (92.0)	364,875 (92.9)	420,208 (91.3)
均等割		1,135 (1.7)	1,171 (0.7)	4,157 (1.9)	4,664 (1.2)	6,761 (1.5)
所得割		61,343 (90.5)	146,665 (89.3)	202,433 (90.1)	360,211 (91.7)	413,447 (89.8)
{(給与所得) {(営業所得)}	13,400 5,376	41,031 12,161	115,176 15,645	157,015 18,493	269,866 32,966	340,080 33,681
法人人		5,275 (7.8)	16,487 (10.0)	18,014 (8.0)	28,131 (7.1)	40,200 (8.7)
均等割		158 (0.2)	292 (0.2)	847 (0.4)	1,673 (0.4)	1,760 (0.4)
法人税割		5,117 (7.6)	16,195 (9.9)	17,167 (7.6)	26,458 (6.7)	38,440 (8.3)

市町村税の概要より

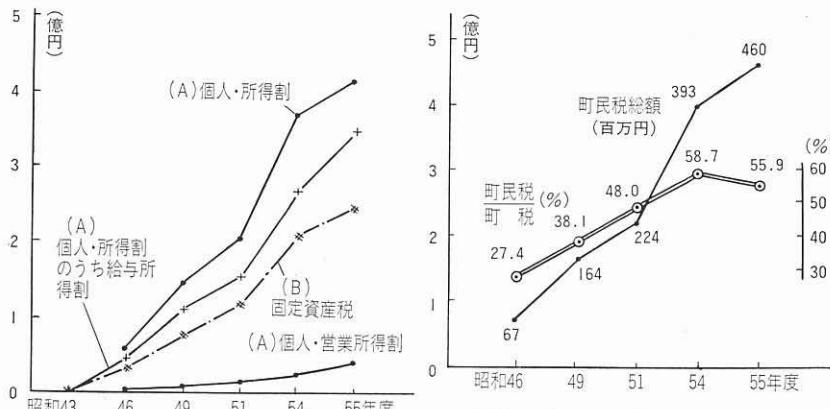
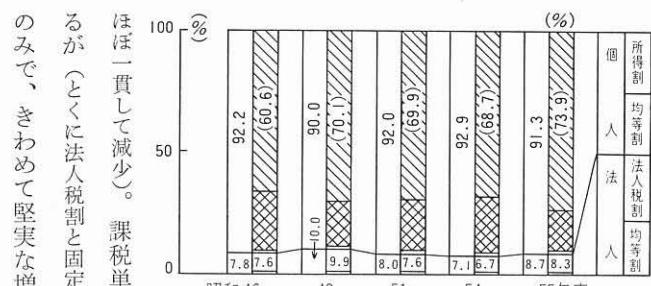


図6-1-17 熊野町の町民税

図6-1-18 熊野町における町民税
(個人・所得割)と固定資産税 (A)町民税、
(B)固定資産税



所得割のうち、■は給与所得分を、▨は同営業所得分他を示す。

図 6-1-19 熊野町の町民税の構成比

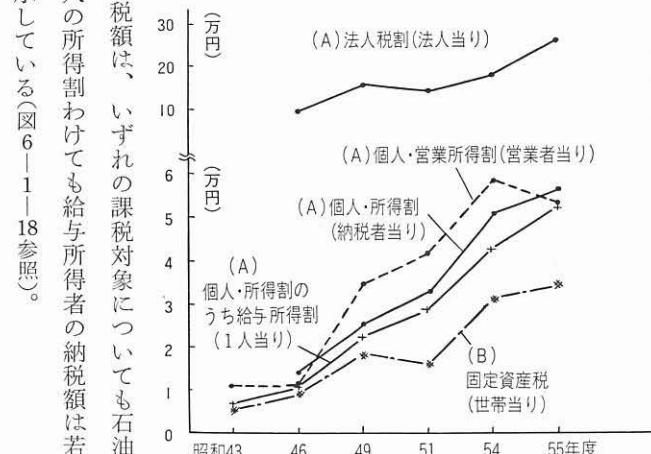


図 6-1-20 熊野町における納税者(法人)当たりの納税額(町民税・固定資産税)市町村税の概要、住民基本台帳より作成

歳出の概要
歳出は目的別分類と性質的分類に分けて検討することができる。目的別みると、戦後いずれの

時期においても、総務費、教育費、農林水産業費、土木費などの支出が主たるものである(表6-1-7)。町吏員の給与費、小中学校の建設、農業振興事業、道路建設などの諸事業などがその主な内容となつてゐるといつてよい。

表6-1-7 熊野町の戦後財政支出（目的別）の推移

千円

	昭和21 年度	25	30	35	40	45	50	55	第六 章 現 代
議会費*1	1.8	281	516	1,112	4,019	10,312	31,935	60,168	
総務費*2	64.4	3,783	6,953	9,051	25,763	46,234	238,752	273,533	
消防費*3	1.7	2,155	366	717	1,965	4,055	70,288	181,927	
小計	68.1 (58.2)	6,219 (23.4)	7,835 (24.0)	10,880 (27.4)	31,747 (34.6)	60,601 (14.2)	340,975 (24.8)	515,628 (14.9)	
民生費*4		3,009	6,089	1,028	1,857	18,905	167,043	346,722	
衛生費*5	6.8	375	108	478	2,275	28,394	56,119	379,021	
教育費	14.9	3,642	7,921	10,136	21,186	169,651	399,932	1,324,877	
小計	21.7 (18.5)	7,026 (26.4)	14,118 (43.3)	11,642 (29.3)	25,318 (27.6)	216,950 (50.8)	623,094 (45.3)	2,050,620 (59.1)	
労働費					26	20	13	2,013	
農林水*6	0.1	1,393	4,928	2,043	4,901	41,802	135,430	264,347	
産業費					828	1,213	4,055	6,857	
商工費									
土木費	8.0	9,919	3,379	4,675	16,694	85,449	206,199	303,893	
災害復旧費	—	—	—	—	8,196	2,752	4,291	43,712	
小計	8.2 (7.0)	11,312 (42.6)	8,307 (25.5)	6,718 (16.9)	30,645 (33.4)	131,236 (30.7)	349,988 (25.4)	620,822 (17.9)	
公債費	6.6 (5.6)	220 (0.8)	1,383 (4.2)	—	3,949 (4.3)	18,518 (4.3)	62,272 (4.5)	283,846 (8.2)	
その他*7	12.2 (10.4)	1,794 (6.8)	929 (2.9)	10,450 (26.3)	—	—	—	—	
合計	117.0 (100.0)	26,576 (100.0)	32,578 (100.0)	39,690 (100.0)	91,659 (100.0)	427,305 (100.0)	1,376,329 (100.0)	3,470,916 (100.0)	

注 昭和30年度まで予算額、昭和35年度以降決算額。ただし、切り捨たため合計は必ずしも一致せず

*1 昭和21年度、30年度は会議費、*2 昭和21、25、30年度は役場費、35年度役所役場費、*3 昭和21年度警防費、昭和25年度警察消防費、*4 昭和25、30、35年度社会及労働施設費、*5 昭和21年度衛生費と厚生費の合計、昭和25、30、35年度保健衛生費、*6 昭和21、25年度勧業費、昭和30、35年度産業経済費、*7 地方振興費、補助費、諸費、青年学校組合負担金、予備費（以上昭和21年度）、昭和25年度以降財産費、選舉費、統計調査費、諸支出金、その他を含む

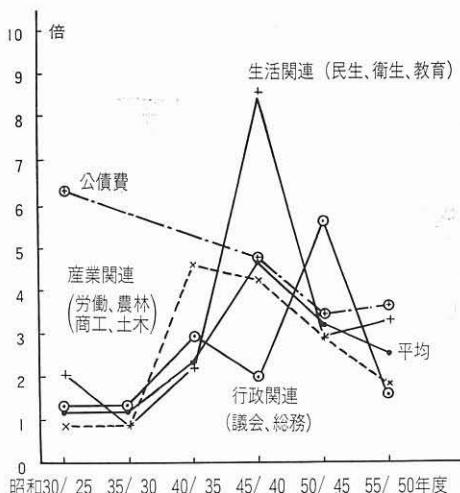


図6-1-21 熊野町の財政支出の伸び率
(5年ごとの伸び)

歳出の性質別概要是、消費的経費と投資的経費、公債費、その他に分けて検討することができる（表6-1-1-8、図6-1-1-22）。消費的経費には人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費が含まれており、この経費支出の効果はその年度限りで消滅してしまう点に特徴がある。

投資的経費には普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費が含まれる。この経費の支出は建設事業を中心であり、その効果が後年度まで継続するところに特徴がある。公債費は町債（借金）の返済と利払いである。四十年代以降、普通建設事業費を中心とした投資的経費の占める比重が非常に大きくなっている。また、石油ショック後の扶助費や補助費の増加傾向も注目されよう。

人件費の歳出に占める割合は、昭和四十年代以降低落の傾向にある（表6-1-1-9、図6-1-1-23）。その内訳をみれば、人件費総額のおよそ三分の二が職員の給与（職員給）であり、約五分の一が議員や特別職の報酬および給与となっている。そのほかには、地方公務員共済組合負担金、退職金等が数%づつという状況である。

この人件費と、扶助費（生活保護や福祉関係）、公債費等の合計を義務的経費という（図6-1-1-24）。これらの費用は、その支出が法律等で義務づけられているために任意に増減させることができず、したがっていわゆる硬直的な経費といわれる。この経費が増大し、歳出に占める割合が大きくなると財政構造の弾力性が失なわれ、いわゆる財政の健全化逆行するとされている。熊野町における義務的経費の歳出中に占める割合は三～四割程度であ

表6-1-8 熊野町の歳出(性質別)

(千円)

	昭和31年度	35	40	45	50	55
人件費	8,700	11,139	30,850	78,393	286,333	525,597
物件費	4,522	7,423	17,756	34,059	114,785	316,607
維持補修費	993	3,340	5,614	6,339	16,490	49,515
扶助費	— 3,479	443 3,083	9,050	101,409	205,530	
補助費		7,884	10,528	101,298	439,652	
小計	17,694 (57.9)	24,985 (62.8)	62,547 (68.3)	138,369 (32.4)	620,315 (45.1)	1,536,901 (44.2)
普通建設事業費	7,724	6,052	15,367	238,565	608,698	1,511,496
災害復旧事業費	2,747	384	8,196	2,752	4,291	43,712
失業対策事業費	—	—	—	—	—	—
小計	10,471 (34.3)	6,436 (16.2)	23,563 (25.7)	241,317 (56.4)	612,989 (44.5)	1,555,208 (44.8)
公債費	2,019 (6.6)	2,974 (7.5)	3,949 (4.3)	18,518 (4.3)	62,254 (4.5)	283,795 (8.2)
その他	351 (1.1)	5,295 (13.4)	1,600 (1.8)	29,101 (6.8)	80,771 (5.8)	95,012 (2.8)
合計	30,535 (100.0)	39,690 (100.0)	91,659 (100.0)	427,305 (100.0)	1,376,329 (100.0)	3,470,916 (100.0)

*その他(昭和31年度)

決算見込および決算額

市町村財政概況より作成

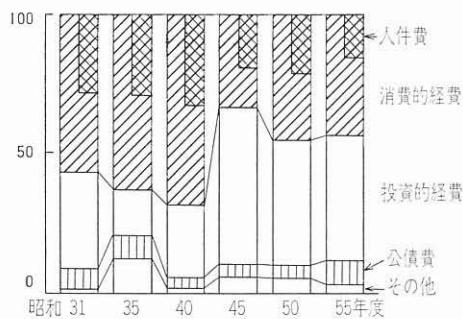


図6-1-22 熊野町の歳出構成(性質別)

昭和31~55年度

表6-1-9 熊野町における人件費の内訳

(千円)

第一節 行財政		昭和35年度	40	45	50	55
議員報酬手当		1,012 (9.1)	4,469 (14.5)	7,603 (9.7)	23,489 (8.2)	42,657 (8.1)
委員等報酬				3,129 (4.0)	12,518 (4.4)	31,448 (6.0)
町長等特別職の給与		1,374 (12.3)	2,691 (8.7)	6,771 (8.6)	18,903 (6.6)	26,070 (5.0)
職員給		7,242 (65.0)	19,696 (63.8)	50,880 (64.9)	196,176 (68.5)	342,893 (65.2)
基本給		5,417 (48.6)	12,740 (41.3)	32,950 (42.0)	120,090 (41.9)	226,221 (43.0)
地方公務員共済組合負担金		430 (3.9)	1,778 (5.8)	4,218 (5.4)	17,796 (6.2)	46,030 (8.8)
退職金		301 (2.7)	1,363 (4.4)	5,020 (6.4)	15,883 (5.5)	31,904 (6.0)
恩給及び退職年金		575 (5.2)	—	—	—	—
災害補償費		—	—	87 (0.1)	175 (0.1)	367 (0.1)
職員互助会補助金		—	—	—	252 (0.1)	1,400 (0.3)
その他の		205 (1.8)	853 (2.8)	685 (0.9)	1,141 (0.4)	2,828 (0.5)
合計		11,139 (100.0)	30,850 (100.0)	78,393 (100.0)	286,333 (100.0)	525,597 (100.0)

市町村財政概況より作成

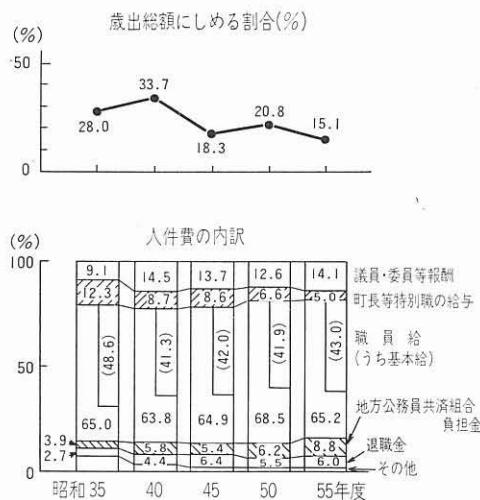
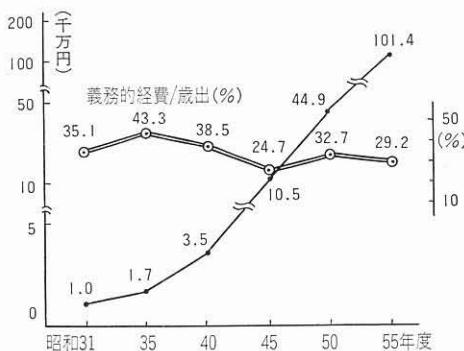


図6-1-23 熊野町における人件費

図6-1-24 熊野町における義務的経費
市町村財政概況より作成

注 義務的経費とは、人件費、扶助費、公債費の合計。ただし、昭和31年度は扶助費は分類不能のため含まれず、昭和35年度は扶助費と補助費の合計額を算入

り、比較的弾力性がたもたれていよいといえよう。

普通建設事業費は、教育関係、土木関係、農林水産関係の建設を中心とした諸事業のために支出される費用である(表6-1-10・11)。国からの補助事業や町の単独事業として行われており、財源的には、町税および地方交付税等からなる一般財源と地方債が七・八割を占め、国や県からの財源の手当は決して大きくなない。

財政収支 と歳入と歳出の差引き、すなわち収支は財政状況を把握する上で重要な意味を持つ。最も単純には歳入係、前年度との収支関係、積立金、繰上償還金、積立金のとりくなど考慮して、当該年度の実質的な収支

表6-1-10 熊野町における普通建設事業費の目的別内訳

(千円)

		昭和45年度	50	55
議員会務費	生徒費	一 — —	— 38,150 (6.3) 710 (0.1)	— 2,000 (0.1) 18,815 (1.2)
衛生費	保健費	— 16,500 (6.9)	560 (0.1) 3,690 (0.6)	8,415 (0.6) 9,471 (0.6)
労働費	教育費	16,500 (6.9)	3,690 (0.6)	8,042 (0.5)
農林水産業費	木工費	— 36,536 (15.3) 51,753 (21.7)	— 122,420 (20.1) 158,334 (26.0)	— 195,106 (12.9) 234,467 (15.5)
消教費	道路橋りょう防護費	うち道橋りょう費 51,473 (21.6)	126,069 (20.7) 1,614 (0.3)	203,009 (13.4) 50,877 (3.4)
	育成費	133,776 (56.1)	283,780 (46.6)	1,000,760 (66.2)
	うち小学校費	うち中学校費 117,082 (49.1)	71,303 (11.7) 209,588 (34.4)	22,839 (1.5) 970,530 (64.2)
	合計	238,565(100.0)	608,698(100.0)	1,511,496(100.0)

表6-1-11 熊野町における普通建設事業の財源別・性質別内訳

(千円)

(財源別内訳)	昭和35年度	40	45	50	55
国庫支出金			21,710 (9.1)	107,322 (17.6)	247,137 (16.4)
県支 出 金			7,237 (3.0)	32,427 (5.3)	42,258 (2.8)
分担金・負担金・寄付金			12,665 (5.3)	5,174 (0.9)	10,511 (0.7)
地方債			62,100 (26.0)	135,800 (22.3)	404,500 (26.8)
その他の特定財源			—	—	—
一般財源			134,853 (56.5)	327,975 (53.9)	807,090 (53.4)
(性質別内訳)					
補助事業費	3,475 (57.4)	3,625 (23.6)	113,228 (47.5)	291,261 (47.8)	850,758 (56.3)
単独事業費	2,065 (34.1)	11,742 (76.4)	122,385 (51.3)	314,488 (51.7)	648,836 (42.9)
国直轄事業負担金	—	—	—	—	—
県営事業負担金	204 (3.4)	—	2,952 (1.2)	2,949 (0.5)	11,902 (0.8)
同級他団体施行事業負担金	308 (5.1)	—	—	—	—
合計	6,052 (100.0)	15,367 (100.0)	238,565 (100.0)	608,698 (100.0)	1,511,496 (100.0)

市町村財政概況より作成

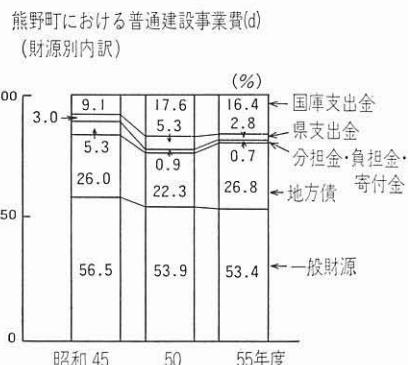
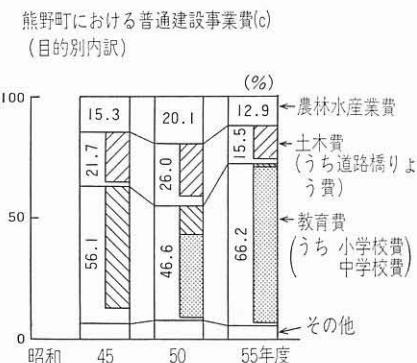
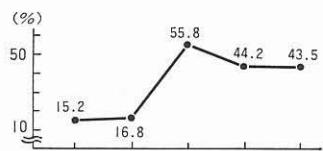


図6-1-26 熊野町における普通建設事業費の目的別・財源別内訳

(a) 歳出総額にしめる普通建設事業費の割合



(b) 普通建設事業費の性質別内訳

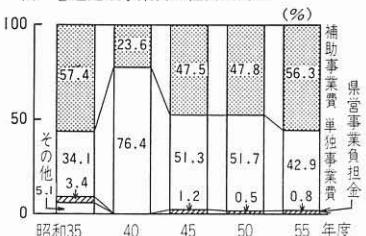


図6-1-25 熊野町における普通建設事業費の割合と性質別内訳

を判断する(j)。財政赤字は、單なる歳入と歳出の差引額に現われていなくても、実質单年度収支には示されることがある。また、赤字は収支の形では示されない場合についてもある。起債とか各種公共料金等の引き上げの形で隠蔽されることは、昭和三十一年度を除いては、実質収支での赤字は昭和三十一年度以降ではないが、実質单年度収支の赤字は数回を数えている。最後に、熊野町における国民健康保険事業会計の状況について、その概要をみておこう(表6-1-13)。歳入歳出差引額が赤字となつた年はわずかであるが、再差引収支額において昭和五十五年度には赤字がみられる。最近における国民健康保険会計の状況は全国的にはかなり厳しくなりつつあるといわれているが、前途に樂觀は許されない。

なお、熊野町を含む広島市近郊

表6-1-12 熊野町の決算状況の推移（総括表）

(千円)

	昭和23 年度	25	31	35	40	45	50	55	
第一節 行政財政	歳入総額(A)	10,107	24,220	30,008	40,561	103,927	446,188	1,455,018	3,671,346
	歳出総額(B)	9,287	23,497	30,534	39,690	91,659	427,305	1,376,329	3,470,916
	歳入歳出差引額 (A-B) (C)	820	723	▲ 526	871	12,268	18,883	78,689	200,430
	翌年度へ繰越すべき財源(D)						9,522	7,049	
	実質収支(C-D) (E)				871	12,268	9,361	71,640	200,430
	単年度収支(F)				871	4,439	583	4,136	▲ 195,181
	積立金(G)						2,595	58,219	15,162
	繰上償還金(H)								109,300
	積立金とりくずし額(I)								
	実質単年度収支 (F+G+) (H-I) (J)				871	4,439	3,183	62,355	▲ 70,719

決算および決算見入額

表6-1-13 熊野町における国民健康保険事業会計の決算状況

(千円)

	昭和35年度	40	45	50	55
歳入総額 A	10,063	35,883	99,642	297,960	608,979
歳出総額 B	10,936	29,123	88,275	271,260	577,941
歳入歳出差引額 (A-B) C	▲ 873	6,760	11,367	26,700	31,038
療養給付費国庫負担金 *1 F			▲ 1,651	▲ 2,158	1,087
実質収支 (C+F) G		6,599	11,367	24,542	32,125
他会計繰入金 *2 I			3,500	—	45,000
財源補てん的な繰入金 J		—	—	—	—
再差引収支額 (G-I) K		6,299	7,867	24,542	▲ 12,875

*1 療養給付費国庫負担金および事務費精算額、昭和45年の▲1,651は計算が合わない
 *2 財源補てん的な他会計繰入金

市町村財政概況より作成

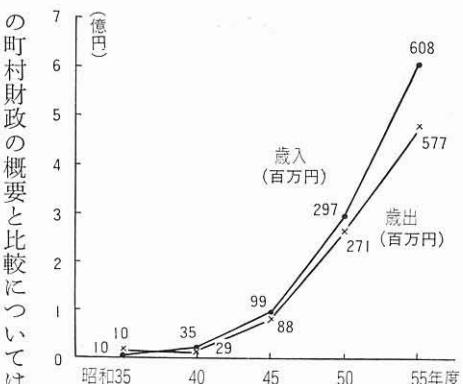


図6-1-27 熊野町における国民健康保険事業会計(歳入・歳出)市町村財政概況より作成

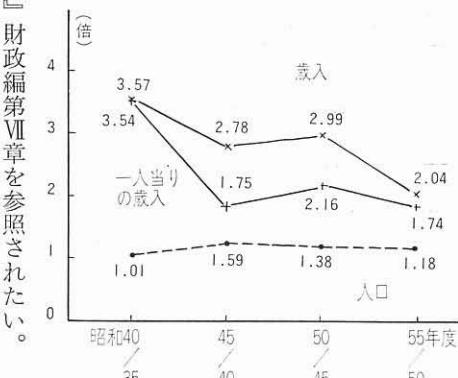


図6-1-28 熊野町における国民健康保険事業会計の5年ごとの伸び率と前と同じ

3 熊野町における戦後財政の諸指標

決算状況総括表と財政諸指標 決算状況総括表を詳細に検討してみると、熊野町においては、戦後、歳入歳出差引額の赤字はみられない。しかし、翌年度へ繰越すべき財源を考慮に入れた実質収支、ないしは単年度

収支実質単年度収支においては、赤字が記録されている年度もある。昭和二十七年度、三十四年度、三十八年度、四十一年度、四十二年度、四十七年度、五十二年度、五十五年度などである。

表6-1-14 熊野町の決算状況総括表（昭和23～28年度）

(千円)

	昭和23年度	25	26	27	28
歳 入 総 額 A	10,107	24,220	28,834	25,343	23,618
歳 出 総 額 B	9,287	23,497	27,996	25,343	21,936
歳入歳出差引額(A-B) C	820	723	838	0	1,682
実 質 収 支 E			(115)	(▲ 838)	(1,682)
単 年 度 収 支 F			(115)	(▲ 838)	(1,682)
実質単年度収支 J					

予算台帳および歳入出現況表、() 内筆者追加

	昭和31 年度	32	33	34	35	36	37	38
歳 入 総 額 A	30,009	35,363	33,392	43,357	40,561	52,960	72,805	86,208
歳 出 総 額 B	30,535	35,152	29,137	43,357	39,690	51,531	57,135	80,262
歳入歳出差引額 (A-B) C	▲ 526	211	4,255	0	871	1,429	15,670	5,946
実 質 収 支 E	▲ 526	211	4,255	0	871	1,429	15,670	5,946
単 年 度 収 支 F		(737)	(4,044)	▲ 4,255	871	558	14,241	▲ 9,724
実質単年度収支 J		(737)	(4,044)	(▲4,255)	871	558	14,241	▲ 9,724

市町村財政概況、() 内筆者追加

財政の諸状況を診断するための諸指標は、財政の收支状況の他にも、さまざまなものがある。標準財政規模、積立金現在高、地方債現在高、債務負担行為、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率、財政力指数などが、主要なものとされている。

標準財政規模とは、法定普通税の算定値であり、基準財政収入額の七五分の一〇〇・プラス・普通交付税額。もともと各種の譲与税が勘案されなければならないが、熊野町に限つては、それらは歳入総額のたかだか一～二%にとどまっているので、一応無視したとしても大差ないといえよう。図6-1-30では、この標準財政規模(算定値)と実際の収入額である一般財源との比が示されている。

債務負担行為とは、町長(首長)に与えられた債務負担の権能と債務負担とともに経費支出の権能である。すなわち、一定の条件のもとで

表6-1-15 熊野町の決算状況総括表 (昭和39~55年度)

(千円)

	昭和39年度 40	41	42	43	44	45	46	47
歳 入 総額A	83,353	103,927	146,607	187,484	260,097	310,600	446,188	494,234
歳 出 総額B	75,524	91,659	136,449	167,320	253,720	301,827	427,305	449,244
歳入歳出差引額(A-B)C	7,829	12,268	10,158	20,164	6,377	8,773	18,883	44,990
翌年度繰越すべき額D	—	—	—	14,300	—	—	9,522	3,969
実質収支(C-D)E	7,829	12,268	10,158	5,864	6,377	8,773	9,361	41,021
單 年 度 収 支F	1,883	4,439	▲ 2,110	▲ 4,294	513	2,396	583	▲ 1,144
積 立	—	—	—	3,000	5,169	2,458	2,595	31,660
繰 上 債 還 金G	—	—	—	—	—	—	—	1,011
積立金とりくずし額H	—	—	—	—	—	—	—	32,019
△(単年度収支F+G+H-I)J	1,883	4,439	▲ 2,110	▲ 1,294	5,682	4,854	3,183	32,671
	昭和40年度 49	50	51	52	53	54	55	
歳 入 総額A	927,048	1,427,121	1,455,018	1,785,523	2,440,890	2,913,802	2,692,623	3,671,346
歳 出 総額B	848,004	1,359,579	1,376,329	1,576,355	2,358,450	2,706,685	2,296,358	3,470,916
歳入歳出差引額(A-B)C	79,044	67,542	78,689	209,168	82,440	207,117	396,265	200,430
翌年度繰越すべき額D	28,121	38	7,049	424	373	407	654	11
実質収支(C-D)E	50,923	67,504	71,640	208,744	82,057	206,710	395,611	200,430
單 年 度 収 支F	11,046	16,581	4,136	137,104	▲ 126,677	124,643	188,901	▲ 195,181
積 立	—	—	—	—	—	—	—	—
繰 上 債 還 金G	79,726	71,950	58,219	10,591	180,018	170,978	112,164	15,162
積立金とりくずし額H	41,100	—	—	—	—	—	14,916	109,300
△(単年度収支F+G+H-I)J	49,672	43,531	62,355	147,695	53,341	45,621	115,981	▲ 70,719

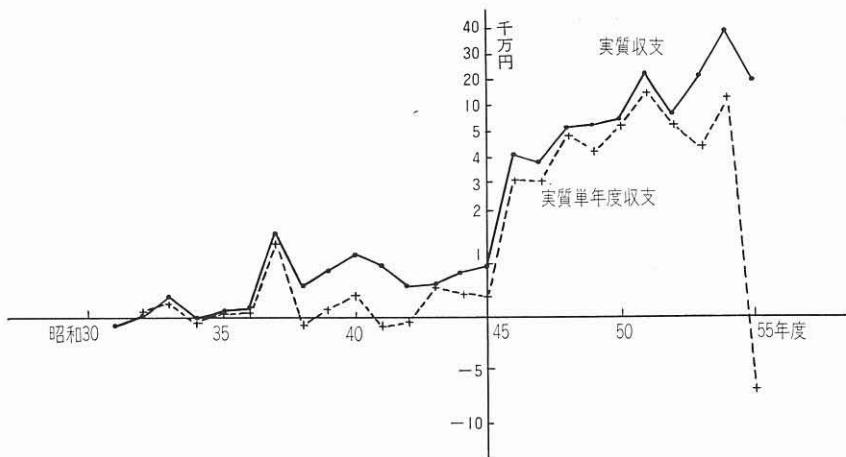


図6-1-29 熊野町の財政収支 市町村財政概況より作成

財源の状況等によって事業の実施をより弾力的に行なうことができるようになる。町長は、これによって、予算に直接制約されず、債務の履行の責任を負うとともに、ある程度の経費の支出が保障されることになる。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、一般財源すなわち地方税（町税）、地方交付税、地方譲与税の経常的収入がどの程度支出されているか、つまり経常経費充當の一般財源額を経常一般財源額で除したもので表示される。財政構造の弾力性がこれによって測定される。通常はこの値が七〇～八〇%程度とされているが、熊野町のばあいはこれよりもより弾力的で大体五〇～六〇%程度で推移している（図6-1-31）。

実質収支比率は、決算状況総括表で示された実質収支額（E）を標準財政規模（前述）で除したものである。財政運営は、赤字続きでもまた逆に大幅な黒字続きであっても問題が残る。通常この値は三～五%程度が望ましいとされているが、熊野町のばあいにはかなり高い。この値が赤字（マイナス）で二〇%を超えると、市町村のばあいには、建設事業のための起債が制限されることになっている。

表6-1-16 熊野町の財政諸指標（昭和40～55年度）

	昭和40年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	(千円、%)
標準財政規模K	65,107	76,542	89,130	123,752	183,446	276,236	311,208	377,460	532,013	769,828	
積立金現在高	1,000	11,056	3,000	8,169	10,627	13,222	14,334	46,213	84,924	111,894	
地方債現在高	30,383	54,792	83,248	129,238	154,935	208,037	235,669	280,975	328,531	482,784	
債務負担行為			4,032	20,801	19,905	65,061	17,390	41,693	21,086	49,771	
経常収支比率					51.8	41.8	53.3	59.6	52.8	55.2	
実質収支比率E/K	18.8	13.3	6.6	5.5	4.6	3.4	13.2	10.6	9.7	8.8	
公債費比率	3.1	2.2	3.7	5.0	5.3	5.8	9.0	10.0	8.1	5.5	
財政力指数	0.33	0.34	0.34	0.34	0.31	0.28	0.29	0.32	0.34	0.34	

	昭和50年度	51	52	53	54	55
標準財政規模K	898,671	1,003,173	1,229,464	1,469,293	1,693,112	2,028,526
積立金現在高	170,276	180,970	360,483	235,886	214,881	235,915
地方債現在高	589,925	820,247	1,130,607	1,486,877	1,515,179	1,731,597
債務負担行為	46,717	315,746	46,402	42,735	15,147	26,722
経常収支比率	56.5	56.5	61.9	62.0	61.6	55.6
実質収支比率E/K	8.0	20.8	6.7	14.1	23.4	9.9
公債費比率	6.5	7.0	6.8	8.0	8.0	6.6
財政力指数	0.33	0.34	0.34	0.35	0.36	0.35

記号（E、K）については決算状況総括表を参照

市町村財政概況より作成

公債費比率は、公債の償還額である公債費が一般財源に占める割合である。一〇%以下が望ましいとされているが、熊野町ではこの範囲にとどまっている。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除したもののが過去三年間の平均である。それぞれの自治体の財政力を示すものとされていて、一に近いほど財政力が強く、それを超過すると収入に余裕があるということになる。熊野町の場合は〇・三〇・四の当たりにある。収入の不足分を地方交付税によって調整するという建前になつていているわけである。しかし、財政力指数が振りに一であつても、実際の財政状況が收支均衡

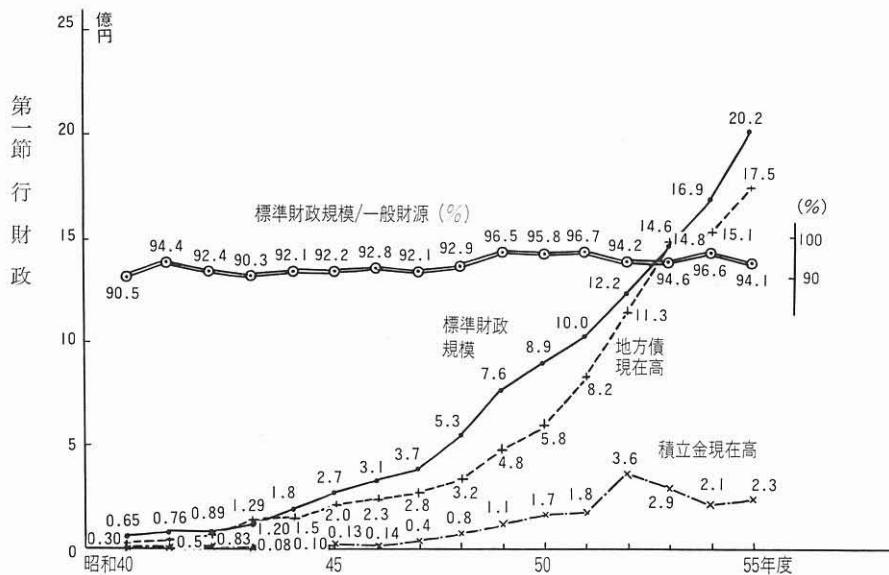


図 6-1-30 熊野町における標準財政規模・地方債現在高・積立金現在高

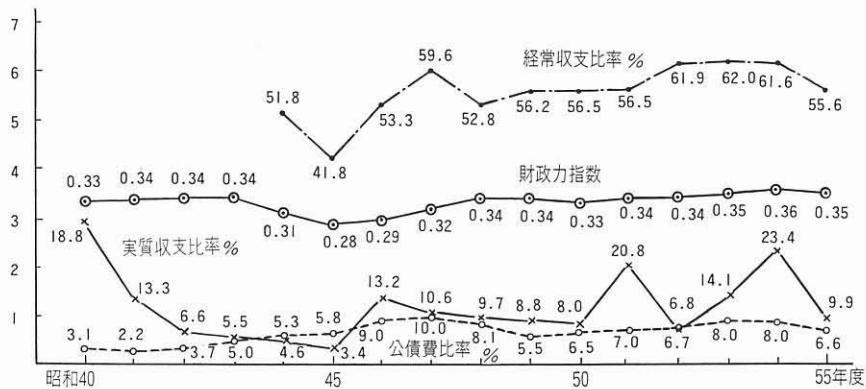


図 6-1-31 熊野町の財政諸指標（昭和40～55年度） 市町村財政概況より作成

表6-1-17 熊野町における町民税および固定資産税の納稅義務者

(人)

		昭和43年度	46	49	51	54	55
町	民 稅						
個	均 等 割	3,548	5,161	5,949	5,844	6,475	6,691
人	所 得 割	2,676	4,391	5,837	6,163	7,177	7,392
	(給与所得)	(1,946)	(3,747)	(5,134)	(5,505)	(6,336)	(6,499)
	(営業所得)	(533)	(449)	(461)	(454)	(570)	(634)
法	均 等 割	29	53	103	124	150	147
人	法 人 税 割	29	53	103	124	149	146
固 定 資 産 税		2,665	3,676	4,196	7,629	6,740	7,023
人	口	11,149	16,054	19,354	21,112	23,510	24,042
世	帶	2,721	4,253	5,432	5,857	6,695	6,923

市町村税の概要、住民基本台帳より作成

するというものではなく、あくまでも算定値であることに留意しておく必要がある。

納稅者数の変化 熊野町への人口の急激な流入は、当に述べた熊野町における戦後財政の概要(項2参照)でもふれられた町税額の内訳と推移を補うものとして、ここでは納稅義務者数の推移を検討しておこう(表6-1-17)。

町民税の個人分(均等割・所得割)の納稅者数は、石油ショックの前と後とではその内訳数が逆転している。均等割を払わない人でも所得割を払っている勘定になるが、その理由は筆者にはよく分からぬ。給与所得者の占める割合は全納稅義務者の八九割に達している。また、町人口にしめる給与所得者(納稅義務者)の割合は、年々増加しており、昭和四十三年の一七・五%から、昭和五十五年は二七・〇%に達している。つまり、最近では五・七人から三・七人に一人の割合で給与所得の納稅者数が増大していることになる。

熊野町における固定資産税は、その大部分が家屋に対し

第一節 行財政

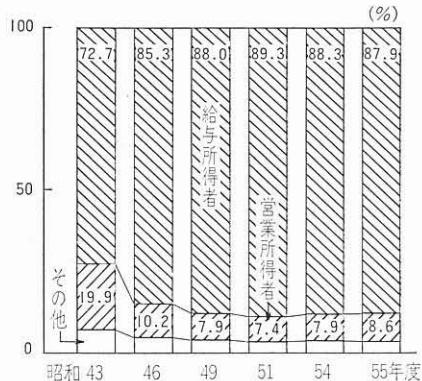


図6-1-33 熊野町の納稅義務者（個人所得割）にしめる給与所得者等の割合(%)市町村税の概要より作成

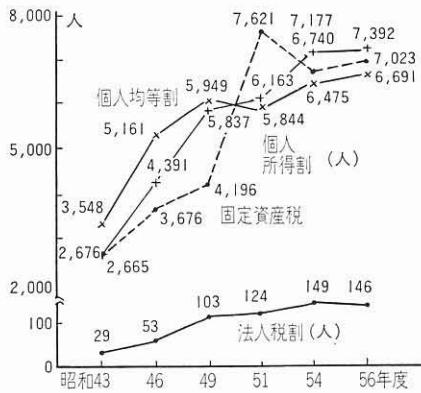


図6-1-32 熊野町の納稅義務者

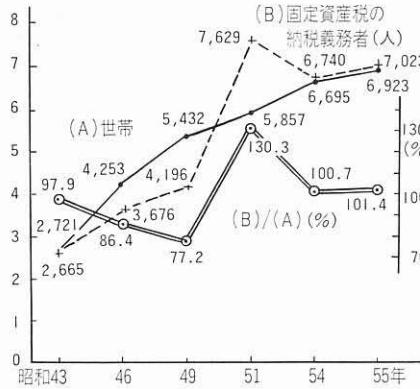


図6-1-35 熊野町の世帯数と固定資産税の納稅義務者
市町村税の概要、住民基本台帳より作成

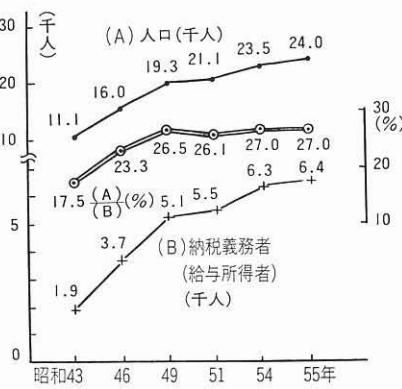


図6-1-34 熊野町人口と納稅義務者（給与所得者）
市町村税の概要、住民基本台帳より作成

第六章 現代

て課税されるものであるといつてよい。これに、土地や償却資産への課税が加わる。石油ショックの前後の数年を除けば、熊野町内の世帯数と固定資産税の納稅義務者数とは近年ほぼ平行しているとみなしてもよいのではあるまいか(図6-1-35参照)。